【資料２】

奄 美 大 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和７年２月20日

【議題２】

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について

（諮問）

水 振 第 ７２９号
令和７年２月20日
（水産振興課扱い）

奄美大島海区漁業調整委員会会長　様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて，漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第１項の制限措置の内容等を定めたいので，漁業法第58条において準用する第42条第３項の規定に基づき，貴委員会の意見を求めます。

1　さんご漁業

（1）制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
さんご漁業	操業区域（別表の操業区域）	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	１者	次の各号全てに該当する者 ア．深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇（ＲＯＶ）等）を使用船舶に搭載して操業できる者。 イ．実質的に自ら当該漁業を営もうとする者であって，別に定める資源管理への取組が行える者。 ウ．操業しようとする区域に係る地区漁業協同組合連合会又は関係漁業協同組合及び市町村で構成する協議会の同意がある者。

（2）申請すべき期間

令和７年２月21日から同年３月21日まで

（3）許可の有効期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

(別表)さんご漁業

操業区域
次の(1)から(5)で示される海域 (1)宇治海域 　次に掲げる１から６及び１の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 　ただし，共同漁業権区域を除く。 １　北緯32度00分12秒，東経128度59分52秒　(北緯32度00分，東経129度00分)の点 ２　北緯30度40分13秒，東経128度59分52秒　(北緯30度40分，東経129度00分)の点 ３　北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒　(北緯30度40分，東経129度50分)の点 ４　北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒　(北緯31度00分，東経129度50分)の点 ５　北緯31度00分13秒，東経129度59分52秒　(北緯31度00分，東経130度00分)の点 ６　北緯32度00分12秒，東経129度59分52秒　(北緯32度00分，東経130度00分)の点 (2)三島村海域 　次に掲げる３，４，７，８，９及び３の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 　ただし，共同漁業権区域を除く。 ３　北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒　(北緯30度40分，東経129度50分)の点 ４　北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒　(北緯31度00分，東経129度50分)の点 ７　北緯31度00分13秒，東経130度34分52秒　(北緯31度00分，東経130度35分)の点 ８　北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒　(北緯30度55分，東経130度40分)の点 ９　北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒　(北緯30度40分，東経130度40分)の点 (3)熊毛海域 　次に掲げる８，９，10，12，13，14及び８の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 　ただし，共同漁業権区域を除く。 ８　北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒　(北緯30度55分，東経130度40分)の点 ９　北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒　(北緯30度40分，東経130度40分)の点 10　北緯30度40分13秒，東経129度59分52秒　(北緯30度40分，東経130度00分)の点 12　北緯30度00分13秒，東経129度59分52秒　(北緯30度00分，東経130度00分)の点 13　北緯30度00分13秒，東経131度29分51秒　(北緯30度00分，東経131度30分)の点 14　北緯30度55分13秒，東経131度29分51秒　(北緯30度55分，東経131度30分)の点 (4)十島村海域 　次に掲げる15から22及び15の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 　ただし，共同漁業権区域を除く。 15　北緯30度10分13秒，東経128度59分52秒　(北緯30度10分，東経129度00分)の点 16　北緯29度00分14秒，東経128度59分52秒　(北緯29度00分，東経129度00分)の点 17　北緯29度00分14秒，東経128度39分44秒　(北緯29度00分，東経128度40分)の点 18　北緯28度39分46秒，東経128度39分44秒　(北緯28度40分，東経128度40分)の点 19　北緯28度39分46秒，東経129度20分00秒　(北緯28度40分，東経129度20分)の点 20　北緯29度00分14秒，東経129度20分00秒　(北緯29度00分，東経129度20分)の点 21　北緯29度00分14秒，東経129度59分52秒　(北緯29度00分，東経130度00分)の点 22　北緯30度10分13秒，東経129度59分52秒　(北緯30度10分，東経130度00分)の点 (5)奄美海域 　北緯29度00分14秒(北緯29度)以南の鹿児島県海域。 　ただし，次に掲げる17から20及び17の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域並びに共同漁業権区 　域を除く。 17　北緯29度00分14秒，東経128度39分44秒　(北緯29度00分，東経128度40分)の点 18　北緯28度39分46秒，東経128度39分44秒　(北緯28度40分，東経128度40分)の点 19　北緯28度39分46秒，東経129度20分00秒　(北緯28度40分，東経129度20分)の点 20　北緯29度00分14秒，東経129度20分00秒　(北緯29度00分，東経129度20分)の点

世界測地系よる位置。表右側（　）内は日本測地系による位置。

■さんご漁業

【出典：鹿児島県網漁業の漁具・漁法概図（鹿児島県水産振興課作成）】

（２）無人艇

漁　法

作業海域明示のため中心位置に設標する。

母船に潜水艇を搭載し、漁場において潜水艇を潜航させる。

潜水艇は海底においてマニピュレーター（人間の腕と同じ動きをする）の先端に取付けているカメラにより、漁場を視察し、深海サンゴを発見する。

発見した深海サンゴを、母船ではモニターを見ながら、リモートコントロールでマニピュレーターを操作し採取する。

毎日の作業は午前、午後各１回、各回３～４時間

採取物を回収するため、作業母船から海底に採取籠を吊り下げ、潜水艇は採取物をこれに収めて海底での稼働率を高める。

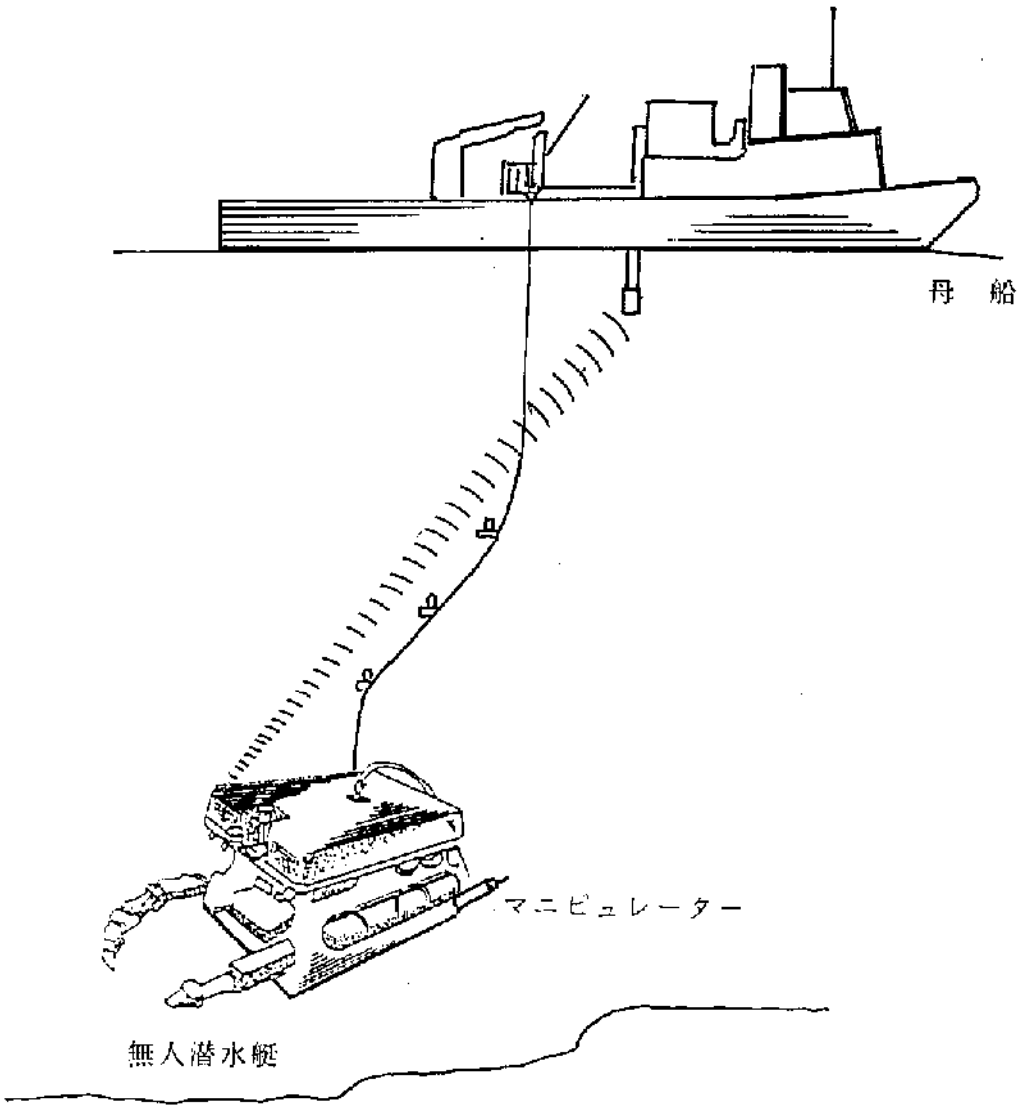

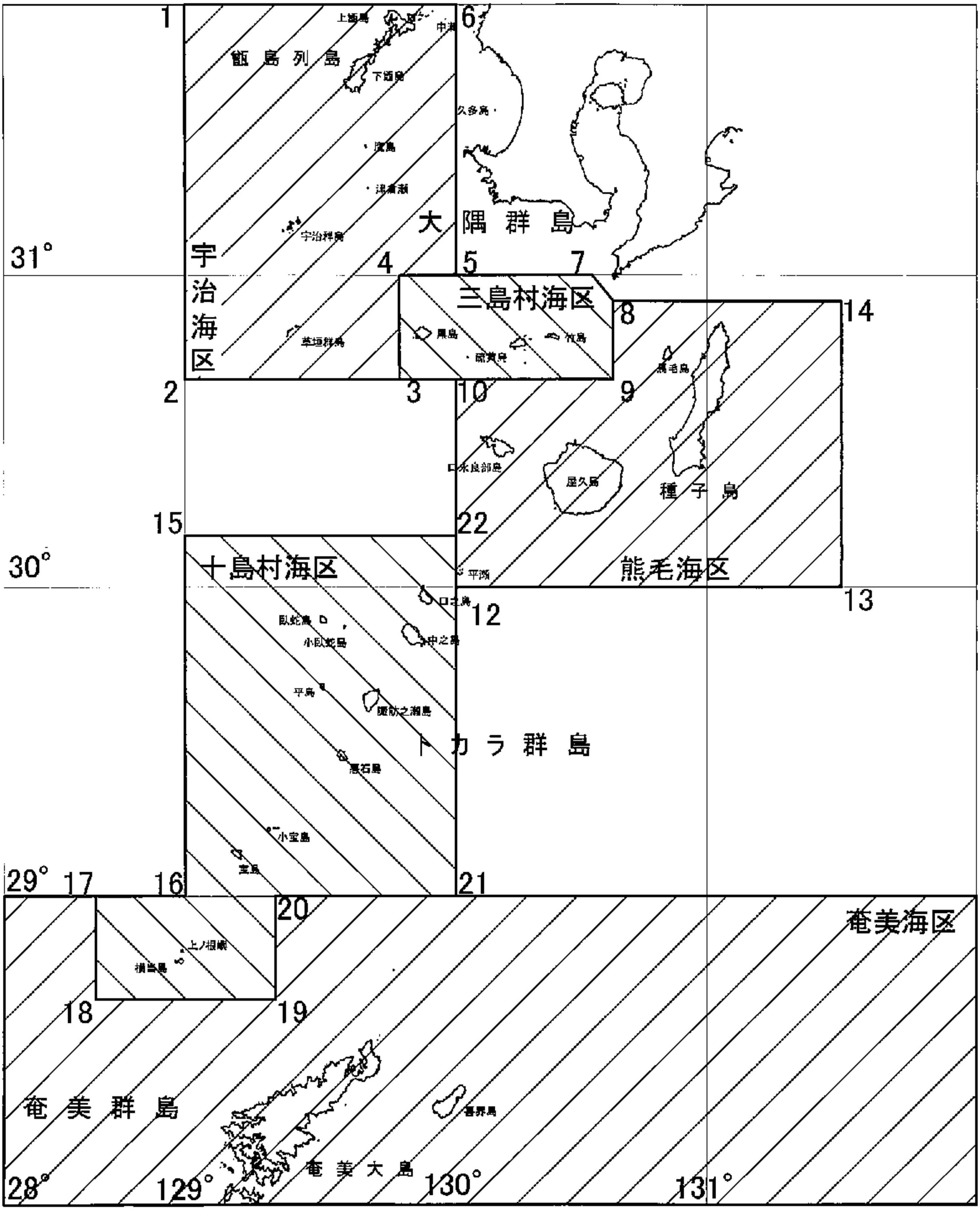

甑島列島
上甑島
下甑島
久多島
宇治群島
草垣群島
大隅群島
宇治海区
三島村海区
黒島
硫黄島
竹島
馬毛島
口永良部島
屋久島
種子島
熊毛海区
十島村海区
口之島
臥蛇島
小臥蛇島
中之島
平島
諏訪之瀬島
悪石島
トカラ群島
小宝島
宝島
横当島
奄美海区
奄美群島
喜界島
奄美大島
31°
30°
29°
28°
129°
130°
131°
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

（参　考）

知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について

１　知事許可漁業の制限措置等について

・令和２年 12 月に施行された改正漁業法により，知事許可漁業の新規許可にあたっては，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて当該知事許可漁業を営む者の数やその操業実態等を勘案して制限措置を定め，制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示することとなった。

・今回，新規の許可を行いたいので，鹿児島県漁業調整規則第 11 条第１項に基づき制限措置及び申請すべき期間を定めることとし，同条第３項に基づき海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

２　許可の基準について

新規の許可にあたり制限措置を公示した後，公示した船舶等の数を超える申請があった場合は，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で，許可の基準（許可受予定者の優先順位）を定め，これに従って許可等をする者を定めることになっている。

（参考）許可内容（従前）と制限措置について

【改正前】
許可証の記載内容

・漁業種類
・操業区域
・操業時期
・船舶の総トン数
・推進機関の種類及び馬力数

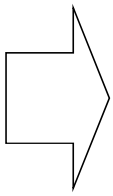

【現行】
制限措置

・漁業種類
・操業区域
・漁業時期
・船舶の総トン数
・推進機関の馬力数
・漁業を営む者の資格

（参考）漁業法（抜粋）

（新規の許可又は起業の認可）

第 42 条　農林水産大臣は，許可（第 39 条第１項及び第 45 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 45 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは，当該大臣許可漁業を営む者の数，当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して，許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数，操業区域，漁業時期，漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め，当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

２　（略）

３　農林水産大臣は，第１項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは，水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし，前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは，この限りでない。

漁業調整規則（抜粋）

（新規の許可又は起業の認可）

第 11 条　知事は，許可（第７条第１項及び第 14 条第１項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 14 条第１項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは，当該知事許可漁業を営む者の数，当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して，次に掲げる事項に関する制限措置を定め，当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

⑴　漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類，漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

⑵　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

⑶　推進機関の馬力数

⑷　操業区域

⑸　漁業時期

⑹　漁業を営む者の資格

２　（略）

３　知事は，第１項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは，関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

４　第１項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては，知事は，第９条第１項各号のいずれかに該当する場合を除き，許可又は起業の認可をしなければならない。

５　前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第１項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては，前項の規定にかかわらず，当該知事許可漁業の状況を勘案して，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で，許可の基準を定め，これに従って　許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

６　（略）

７　第４項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第１項の規定により公示し　た漁業者の数を超える場合においては，第４項の規定にかかわらず，当該知事許可漁業の状　況を勘案して，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で，許可の基準を定め，これに従　って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

（許可の有効期間）

第 15 条　許可の有効期間は，次の各号に掲げる漁業の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし，前条第１項(第１号を除く。)の規定によって許可をした場合は，従前の許可の残存期間とする。

(1)　法第 57 条第１項の農林水産省令で定める漁業及び第４条第１項第４号から第 15 号までに掲げる漁業　３年

(2)　第４条第１項第１号から第３号までに掲げる漁業　１年

2　知事は，漁業調整のため必要な限度において，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて，前項の期間より短い期間を定めることができる。